

出雲市農業委員会告示第5号

告 示

下記農地は農地法第32条第1項第1号に該当する農地であるので、同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月28日

出雲市農業委員会会長 大梶 泰男



記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32条の 該当号	農地の所有者等 の情報
1	本庄町 741-2	田	1,183	所有権	第1号	遠藤 美津子
2	本庄町 762-1	田	822	所有権	第1号	遠藤 美津子
3	本庄町 764-1	田	1,979	所有権	第1号	遠藤 美津子
4	本庄町 765-1	田	2,143	所有権	第1号	遠藤 美津子

農地法第32条第1項第1号

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

2 この告示は、農地法第32条第1項第1号の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 また、この告示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

